

中央都税事務所への質問・要望事項に対する回答

eLTAX関係

要望事項① eLTAX の利用時間を拡大してほしい。

※通年の土日受付対応など、国税の e-Tax と同じ時間帯にしてほしい。

(継続)

【回答】

eLTAX では、受付時間の延長や繁忙期の土日対応など、利用者の方のご要望を踏まえ改善が図られてきたところです。

令和5年度からは、4月中旬から6月末も最繁忙期と位置づけられ、一層の運用拡大が図られました(令和5年度の最繁忙期:4月15日~6月30日、1月6日~8日、1月15日~31日)。

昨年度と同じ回答となり申し訳ございませんが、通年の土日受付対応、24時間運用日の増加等については、システム面での制約もありますが、さらなる利用者の方の利便性の向上を図るよう、引き続き、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

要望事項② eLTAX の対応ブラウザを拡大してほしい。

(継続)

【回答】

現在、eLTAX 対応の Web ブラウザとしましては、Microsoft Edge、Google chrome、Microsoft Internet Explorer11、safari があります。

また、スマートフォンの場合は、chrome、safari が対応しています。

納税者の利便性向上の観点から、対応ブラウザを拡大するよう地方税共同機構に働きかけを行ってまいります。

(法人事業税課)

要望事項③ eLTAX も、e-Tax 同様に添付書類の省略を図ってほしい。

※設立届・異動届への登記事項証明書の添付など。

(継続)

【回答】

法人設立届及び異動届の記載事項のうち、資本金の額や設立年月日等の登記事項については、現在は、登記事項証明書以外に確認手段がないため、法人設立届及び異動届への登記事項証明書の添付をお願いしております。(東京都都税条例施行規則第12条の2)

法務省では、登記情報システムを改修して登記情報連携システムを整備し、2020年(令和2年)10月以降、国の行政機関に登記情報をオンラインで提供することが可能となったところですが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、2023年(令和5年)2月から一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用が開始され、今後は先行運用を概念実証として活用するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向け、拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を2023年度(令和5年度)中に実施し、その結果に基づき、必要な措置について検討することとしています。

国の動向を注視しながら、東京都としても登記事項証明書の添付省略について検討してまいります。当面の間は、本都に提出する法人設立届及び異動届への登記事項証明書の添付について、貴会のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(法人事業税課)

要望事項④ eLTAX で異動届を提出すると「審査」となり、受付結果通知に時間が掛かるので迅速に対応してほしい。

※東京都は遅くとも翌日には通知が来るが、地方では一週間掛かるところもある。

(継続)

【回答】

利用届出、異動届出の審査手続きにつきましては毎日行っておりますが、送信のタイミングによってはお待たせしてしまうこともあり、申し訳ございません。なお、地方公共団体の審査が完了していなくても、利用届出を提出いただければ、すぐに申告データの送信等を行うことはできますが、東京都としましては、今後とも速やかに審査を行うよう努めてまいります。

(法人事業税課)

要望事項⑤ PCdesk 版と Web 版の機能を統一してほしい。

(継続)

【回答】

申告に関する手続きにつきましては、ダウンロード、インストールしてご利用していただくことが多いことから、Web 版では機能を制限しております。

機能の統一化につきましては、引き続き、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

要望事項⑥ ダイレクト納付の開設手続きを簡素化してほしい。(国税と同様レベル)
(従来の要望に対する検討は。)

(継続)

【回答】

eLTAXの利便性向上については、現在地方税共同機構へ順次要望を行っているところでございます。今後もさらなる利便性の向上を図るべく、地方税共同機構へのはたらきかけを行ってまいります。

(徴収課)

固定資産税関係

要望事項① 固定資産税の課税明細書について、共有物件の場合は共有者全員に送付してほしい。

(継続)

【回答】

共有の固定資産については、筆頭者に対して納税通知書及び課税明細書を送付しています。

また、一定の要件を満たし、かつ、共有者全員の合意に基づく申出があった場合は、それぞれに納税通知書及び課税明細書を送付したうえで、持分に応じた納付の取扱いを行っています。

なお、名寄帳により税額を把握することも可能です。4月から6月の縦覧期間中に窓口で申請すると、共有者の方も無料で名寄帳を取得できます。

(固定資産税課)

要望事項② 償却資産税の申告期限を法人住民税及び事業税の申告期限と統一してほしい。
※せめて1月末の申告期限を延長してほしい。

(継続)

【回答】

固定資産税(償却資産)と法人住民税等とで異なっている申告期限を一致させることは、申告事務に係る負担軽減や申告漏れを防ぐ観点から有効と認識しています。

一方で、すでにご承知のこととは存じますが、固定資産税(償却資産)の申告制度は、全国一律の制度となっていることから、これを見直すにあたっては地方税法の改正が必要です。

なお、国も関与する(一財)資産評価システム研究センターの調査研究委員会では、平成29年度及び30年度において、申告制度の検討を行いました。申告期限の見直しには、納税義務者・課税庁双方に解決すべき課題があることから、直ちに直しを行うことは難しいとされたところです。

何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

(固定資産税課)

要望事項③ 30万円未満の少額減価償却資産は償却資産税の対象外としてほしい。
※国税と統一してほしい。

(継続)

【回答】

法人税及び所得税においては、中小事業者等を対象に30万円未満の減価償却資産について、全額を損金又は必要な経費に算入する特例制度が租税特別措置法に規定されています。

一方、固定資産税（償却資産）の内容は、地方税法に規定されており、法人税等と同様の取扱いとするためには法改正が必要です。

なお、法人税等が各事業年度の所得に対して課税するものであるのに対し、固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して、固定資産の価値に対して毎年度課税するものであり、両税の性格が異なることから、少額資産に関する取扱いの差異が生じているものです。

(固定資産税課)

要望事項④ 固定資産（土地、家屋）の評価証明の取得について
電子申請による取得申請を行って、郵送ではなくPDFでダウンロードすることはできないか？
申請時に法人の電子証明書ではなく、代表者個人のマイナンバーカード、スマートフォンによる2段階認証などで申請することはできないか？
→法人の電子証明書はコストがかかり、利用可能期間も短いので、普及が進んでいないため。

(新規)

【回答】

申請者が評価証明をPDFでダウンロードすることは、セキュリティの確保等、技術的な障壁が存在するため即座の実現は難しいですが、このような要望があったことは所管部署へ伝えます。

主税局ではスマートフォンで申請することができる「スマート申請」を行っております。スマート申請では、法人の代表者個人が自身のマイナンバーカードと商業・法人登記情報の「照会番号」を用いて申請することが可能となっております。

(固定資産税課)

要望事項⑤ 固定資産（土地、家屋）の課税台帳の取得について
電子申請による取得はできないか？
現在申請先が、資産が所在する区の都税事務所のみであるが、他の区（市区町村）の固定資産も申請できるようにならないか？

(新規)

【回答】

現在、固定資産課税台帳の電子申請による取得はできませんが、このような要望があったことは所管部署へ伝えます。

課税台帳は、都税事務所ごとに備え付けられている閲覧帳簿の写しを交付しているため、資産の所在する区の都税事務所でのみ対応しており、他の区の都税事務所では対応できません。なお、都税証明郵送受付センターにおいては、23区内の固定資産について課税台帳を発行しております。

(固定資産税課)

要望事項⑥ 固定資産の価格の縦覧制度について

縦覧の納税義務者確認を電子で行い、価格を Web で見ることはできないか？

(新規)

【回答】

縦覧は、地方税法第 22 条に規定する「秘密」に該当する土地・家屋の価格等の守秘義務について、期間、場所、方法等を指定し限定的に解除するものです。また、総務省で策定されている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、税務情報等を扱う回線と通常のインターネット回線とを分離する旨が定められております。したがって、税務情報である縦覧帳簿を Web 上で閲覧する形は、閲覧者の制限やセキュリティの確保などの観点から、現行の制度では実現は困難であると考えます。

(固定資産税課)

その他の要望

要望事項① 東京都における固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について今後も継続してほしい。

(ア) 小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置

(イ) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置

(ウ) 商業地等の固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 65% に引き下げる軽減措置

(継続)

【回答】

- (ア) 小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置は、都民の定住確保、地価高騰に伴う負担緩和の見地から昭和 63 年度に創設し、都独自の措置として実施してきたものです。
- (イ) 小規模非住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置は、過重となっている 23 区の非住宅用地の税負担を緩和するとともに、厳しい経済状況下における中小企業への支援を行うため平成 14 年度に創設し、都独自の措置として実施してきたものです。
- (ウ) 商業地等における固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限引下げ措置は、全国に比べ過重となっている 23 区商業地等の負担の緩和を図るため平成 17 年度に導入し、負担水準が 65%を超える場合に、条例により 65%の水準まで税額を減額する措置として実施してきたものです。

今回、これらの軽減制度について継続の要望があったことを、所管部署へ伝えます。
(固定資産税課)

要望事項② 法人住民税申告書（第六号様式）の税目が分かりにくい。線で区切るなどして税目ごとに分かりやすくしてほしい。

(継続)

【回答】

申告書第六号様式につきましては、以前からご要望いただいているところでございます。引き続き、本庁部門にご要望があったことについて、申し伝えてまいります。

(法人事業税課)

要望事項③ 都税の電子納税（ダイレクト納付手配、Pay-easy による納付）のやり方を、もう少し分かりやすい方法にしてほしい。

(継続)

【回答】

eLTAX の利便性向上については、現在地方税共同機構へ順次要望を行っているところでございます。今後もさらなる利便性の向上を図るべく、地方税共同機構へのはたらきかけを行ってまいります。

(徴収課)

要望事項④ eLTAX 地方税ポータルシステムについて、案内（パンフレット、HP）を充実させてほしい。

ダイレクト納付も含め、非常に便利なシステムなので普及させたい。アナウンス用のパンフレットがあれば研修でも配布したい。

（継続）

【回答】

今回ご要望のありました内容につきましては、地方税共同機構へ要望してまいります。eLTAXのHPには利用方法の紹介動画も掲載されておりますので、必要に応じてご活用いただけますと幸いです。

(<https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/>)

（徴収課）

要望事項⑤ 協議会での要望事項の実施可否、理由を書面（データ）でほしい。 （新規）

【回答】

引き続き、連絡協議会を通じて書面でご回答させていただくとともに、事務局へデータを提供させていただきます。

（総務課）